

令和8年度旭川市障がい者福祉施設等整備・運営計画募集要項

1 はじめに

旭川市は、令和8年1月に「令和8年度旭川市障がい者福祉施設等整備方針」（以下「整備方針」という。）を策定し、厳しい財政状況における限られた予算の中、生活介護を優先して整備することとしました。

整備方針は「第7期旭川市障がい福祉計画（計画期間：令和6年度から令和8年度まで）」に沿ったものとなっています。

応募する事業者は、この募集要項に示すところに従って、整備・運営計画書を提出してください。

2 応募方法

募集する事業は、生活介護1件（創設、改築のいずれか）です。応募する者は、次のとおり整備・運営計画書を作成し、必ず期限内に書類を提出してください。

(1) 整備・運営計画書の提出

ア 提出書類 令和8年度旭川市障がい者福祉施設等整備・運営計画書提出書類確認表（別紙1）のとおり（様式第1号から様式第12号まで及び各種添付資料）

イ 提出部数 原本1部 副本8部（副本は原本の複写とすること。）

ウ 提出期間 令和8年1月30日（金）から令和8年2月20日（金）まで（必着）

※ 提出書類の受付は、提出期限までの土曜・日曜・祝日を除いた午前9時から午後5時までの間とします。提出書類はあらかじめ電話連絡の上、持参してください。

エ 提出時の注意

（ア） 提出資料はA4のフラットファイルに綴じて提出してください（別紙2を参照）。

（イ） 各種資料はA4（図面についてはA3）サイズとしてください。

（ウ） 市が必要と認める場合は追加書類の提出を求める場合があります。

（エ） 提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は今回の募集による決定者の公表等必要な場合には、提出書類等の内容を無償で使用できるものとします。

（オ） 提出書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

（カ） 本募集に応募する予定がある場合は、令和8年2月10日（火）までにあらかじめその旨を電話にて連絡してください。

（キ） 提出に当たって必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

（ク） 提出後は、書類の修正、変更及び返却には一切応じませんので、提出に当たっては慎重にお願いします。

(2) 提出場所

〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎2階
旭川市 福祉保険部 障害福祉課 障害事業係

(3) 応募できる者

以下の全ての項目における応募条件を満たす事業者とします。

項目	応募条件
既設・新設法人の区別	既設法人
法人のサービス事業実績	旭川市内で障害福祉サービス事業所等を既に運営している法人
法人の適格性	・運営している事業所において、過去6年の間に、国又は地方公共団体による行政処分を受けていないこと。

	<ul style="list-style-type: none"> 法人として、旭川市の市税に滞納がないこと。 法人の役員に旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
資金計画	整備に係る本施設整備費補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと。
整備予定の建物及び土地	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の自己所有又は確実に取得する予定の建物及び土地であること。 土砂災害危険箇所・山地災害危険地区・浸水危険地域等の自然災害罹災可能性が高い地域に立地していないこと。

(4) スケジュール（予定）

実施時期	実施内容
令和8年1月30日～令和8年2月20日	整備・運営計画書の応募受付
令和8年2月24日～令和8年3月13日	応募のあった計画に対する審査及び選考作業
令和8年3月下旬	事業者の内定及び事業者への内定通知
令和8年3月下旬	国庫補助協議（市→国）
令和8年6月（※）	国庫補助採択（又は不採択）内示
令和8年7月上旬	補助金交付申請受付
令和8年7月中旬	補助金交付決定通知
令和8年9月～	建設等工事の入札 設計及び建設工事関係の契約
令和8年9月～	建設等工事
令和9年3月31日まで	事業所指定
令和9年4月1日から	運営開始

※ 施設整備に関する国の補助制度の状況（国庫補助の内示時期や内容等）によっては変更となる場合があります。

3 募集条件等

(1) 事業開始時期

令和9年3月31日までに整備を完了し、令和9年4月1日までに事業の開始が可能なものに限ります。

(2) 施設及び運営等の条件

以下の「4 施設の条件」及び「5 運営の条件」を満たすことが必要です。

4 施設の条件

(1) 建物

ア 応募者が所有する建物であること。建物の取得を予定している場合は、整備・運営計画書提出時点で、取得が確実に見込まれる根拠として、贈与契約書又は売買契約書、所有権移転確認書、売買予約契約書のいずれかを提出すること。また、整備・運営計画書提出時点で、取得に係る自己資金が確保されていることがわかる財務諸表等を提出すること。

- イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令の要件を遵守すること。
- ウ 旭川市景観条例（平成14年旭川市条例第26号）に適合していること。
- エ 改築の場合
 - (ア) 「木造又は非木造社会福祉施設老朽度調査表」を提出すること（書式は「社会福祉施設等整備計画協議要綱」における「共通別紙2-1又は共通別紙2-2」参照）。
 - (イ) 整備後、既存部分も含めた建物全体で建築基準法の新耐震基準を満たしていること。

(2) 土地

- ア 応募者が所有する土地であること。土地の取得を予定している場合は、整備・運営計画書提出時点で、取得が確実に見込まれる根拠として、贈与契約書又は売買契約書、所有権移転確認書、売買予約契約書のいずれかを提出すること。また、整備・運営計画書提出時点で、取得に係る自己資金が確保されていることがわかる財務諸表等を提出すること。

5 運営の条件

- (1) 旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第19号）又は旭川市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第20号）における基準を満たしていること。
- (2) 利用対象者
旭川市から障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者の利用を優先すること。

6 施設整備事業の実施

施設整備費等は、令和8年度の国の補助事業の範囲内、かつ旭川市の予算の範囲内で補助を行うこととします。

令和8年度における補助制度の内容については、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（令和7年3月28日付け厚生労働省発社援0328第32号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」）」を参考としてください。

補助金交付上限額 124,400,000円

【注意】令和8年度の予算額は、令和8年第1回定例会の議決を経て決定する予定ですので、公募及び決定通知時点においては、必ずしも補助を確約するものではありません。
御了承いただいた上で、応募してください。

補助対象事業	補助対象者
「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「旭川市障害者福祉施設等施設整備費補助金」に規定する整備事業	公募開始時点で、旭川市内で障害福祉サービス事業所等を既に運営する法人（法人本部の所在地は旭川市内外を問わない）。

7 留意事項

- (1) 応募者が次のいずれかに該当した場合は、応募を無効とします。
 - ア 応募書類の提出方法、提出場所、提出期間に適合しない場合
 - イ 応募資格及び条件を満たしていない場合
 - ウ 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - オ 信義に反する行為又は審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - カ 応募期間及び審査期間において、行政処分を受けた場合
- (2) 応募に必要な整備・運営計画書の提出後、応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申

し出こととし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めません。

- (3) 事業予定者として選定されなかった者の応募書類については、これを公開しません。ただし、事業予定者の応募書類については、旭川市情報公開条例(平成17年旭川市条例第7号)の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合があります。
- (4) 今回の募集による決定を受けても、今後整備する施設や設備、運営において、本市が条例により定める基準等を満たさない場合は、認可・確認が受けられることあります。
- (5) 応募者は、決定されなかった場合のことを念頭において、計画時点の不動産の売買、金融機関からの借入、建物の整備に係る設計業務への支出等については慎重に判断してください。応募のために支出した費用等については、市は一切補償しないものとします。
- (6) 補助事業による施設整備の実施は令和8年度の1か年を予定しておりますので、令和8年度中に事業が完了する計画としてください。なお、国からの補助を前提に施設整備を行うものであり、現時点で国の補助事業の採択が不透明であるため、今回の公募が補助を確約するものではないことを承知の上、応募してください。
- (7) 整備・運営計画書提出後の変更は原則認めないこととしますが、運営に関する基準等について制度改正等の変更があった場合は、変更となった基準に基づき、事業計画の内容を変更していただくことがあります。変更に係る費用については、市は原則補償しないものとします。
- (8) 市の交付決定前に入札や契約等の事業に着手した場合は、補助事業になりません。このため、応募に必要な基本設計等の費用が補助の対象となることはありませんので御注意ください。
- (9) 本事業の補助を受けて整備した施設等は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」により処分制限がかかり、事業の廃止、移転、運営法人の変更等に伴う補助対象財産の転用、譲渡、廃棄等をする場合は、補助金の一部又は全部の返還が必要となる場合があります。

8 審査及び選定

- (1) 障害者福祉施設等整備部会の設置
応募書類の審査、評価及び事業者の選定を行うため、旭川市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の下に、障害者福祉施設等整備部会（以下「部会」という。）を設置します。
- (2) 事業計画の審査・内容の評価項目と評価点及び評価基準
次に掲げる評価項目について、総合評価方式により評価・審査を行います。
また、評価点及び評価基準は、次のとおりとします。

評価項目	評価点			評価基準
		基本点	加点	
① 事業者の施設運営経験	15	15	—	別紙3の とおり
② 建物及び土地の確保	10	10	—	
③ 事業者の財政状況	10	10	—	
④ 資金計画の妥当性	10	10	—	
⑤ 整備予定である施設における理念と目標	10	10	—	
⑥ 施設整備の目的	60	10	50	
⑦ 事故防止及び安全対策等	25	10	15	

(8) 地域との連携等に対する考え方と内容	20	10	10	
合計	160	85	75	

(3) 事業計画の内容に係るヒアリング

応募書類の審査、評価に当たり、事業計画の内容に係るヒアリングを実施します。なお、日時、会場及び実施の詳細については、別途通知します。

(4) 部会における事業予定者の選定

選定手順は次のとおりとします。

①	応募書類の内容を総合的に審査及び評価し、各委員の評価点（基本点+加算点）の合計を合算して、総合計点数を算出します。
②	①の総合計点数が高い者から順位を付けます。 基本点の平均が40点未満の場合、選定対象外となります。
③	②の1位の者を事業予定者として選定します。 総合計点数が高い者が同一順位の場合には、順位付けについて部会で協議します。

(5) 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合、応募者を失格とします。

ア 応募に際して信義に反する行為又は選定の公平性に影響を与える行為があったとき。

イ 募集開始から選定結果公表までの期間、本件業務に直接従事若しくは関係する本市職員又は部会の委員に対し、不正な行為又は不正を疑われるような行為（接触）をしたとき。

(6) 審査結果等の通知

ア 事業予定者を選定したときは、応募した全ての者に対し、速やかに次の事項を通知します。

(ア) 選定事業者名

(イ) 選定事業者の総合計点数

(ウ) 応募者数

(エ) 選定事業者にあっては、今後の協議・契約手続等の旨

(オ) 選定事業者とならなかった者にあっては、所定の期限までにその者の総合計点数及びその内訳（評価項目毎の点数）の開示を求めることができる旨

イ 事業予定者を選定しなかったときは、応募した全ての者に対し、速やかに次の事項を通知します。

(ア) 事業予定者を選定しなかった理由

(イ) 所定の期限までにその者の総合計点数及びその内訳（評価項目毎の点数）の開示を求めることができる旨

ウ ア又はイにより選定事業予定者とならなかった者は、次のとおり書面（様式任意）により市長に対し、総合計点数及びその内訳（評価項目毎の点数）の開示を求めることができます。

(ア) 提出期間

ア又はイの通知発送の日から土曜日、日曜日、祝日を除く7日以内の、午前9時から午後5時まで

(イ) 提出場所

旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎2階

旭川市福祉保険部障害福祉課障害事業係

(ウ) 提出方法

持参（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けません。）

エ 市長は、ウの開示を求められたときは、ア又はイの通知発送の日から14日以内に開示を求めた者に対し総合計点数及びその内訳（評価項目毎の点数）を通知します。

(7) 審査結果等の公表

ア 事業予定者を選定したときは、次の事項を公表し、旭川市ホームページに掲載します。

(ア) 選定事業者名

(イ) 選定事業者の総合計点数

(ウ) 応募者数

イ 事業予定者を選定しなかったときは、その理由を旭川市ホームページに掲載します。

※ 施設整備後、選定事業者は、指定障害福祉サービス事業者の指定申請及び建築確認申請を別途行う必要がありますが、事前に、事業内容等が認められるものか旭川市指導監査課、旭川市建築指導課に御確認ください。

9 選定後

(1) 整備時期及び整備計画の調整

選定後、市と選定事業者との協議により具体的な整備時期や整備計画の内容の調整を行います。

(2) 市補助金等の申請

市補助金等の申請を後日行います。申請時期は別途連絡します。

(3) 選定後の取消し

次のいずれかに該当する場合、選定事業者としての選定を取り消します。

ア 選定された選定事業者が自ら候補を辞退するとき。

イ 選定事業者の決定後に、8(5)に該当することが判明したとき。

ウ 選定事業者の決定後、補助事業における補助金交付決定がされるまでの間に、計画書で指定した用地の確保が不可能となったとき、又は不可能と見込まれたとき。

エ 計画書において提案した内容を実行することが不可能となったとき、又は不可能と見込まれたとき。

オ 選定事業者の決定後、整備について市の指導に従わないとき。

カ 選定事業者の計画に、選定後事情の変化により重大な不備のあることが判明したとき。

キ 選定事業者の決定後、補助事業における補助金交付決定がされるまでの間に、本募集の参加資格要件を満たさなくなったとき。

(4) 選定を取り消した後の対応

前号により選定を取り消した場合、審査点数の上位の者から順次文書で整備意向を確認します。

令和8年度旭川市障がい者福祉施設等整備・運営計画書提出書類確認表

(別紙1)

設置主体名()

見出	様式番号等	整理番号	様式名称等	備考	チェック
1	様式第1号	1-1	令和8年度障がい者福祉施設等整備・運営計画書		
2	様式第2号	2-1	法人調書		
		2-2	予算書及び決算書	直近3年分	
		2-3	履歴事項全部証明書	発行日が令和8年1月1日以降のもの	
		2-4	当該市区町村の市区町村税に滞納がないことの証明書	・発行日が令和8年1月1日以降のもの ・この場合の市区町村税とは、法人市区町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税を指す	
		2-5	法人及び事業所監査の結果通知	直近6年分の写し	
3	様式第3号	3-1	理事会等の審議状況について		
		3-2	理事会等の会議録	当該施設整備の審議に係る全ての議事録	
4	様式第4号	4-1	事業者の事業所運営経験について		
5	様式第5号	5-1	整備予定建物及び土地に係る調書		
		5-2	位置図	整備予定地の所在を表す図面	
		5-3	不動産登記事項証明書	権利部（甲区及び乙区）が記載されている登記簿謄本	
		5-4	地図・地図に準ずる図面（公図）		
		5-5	地積測量図		
		5-6	建物及び土地の確保を示す書類	(取得予定の場合) 贈与契約書又は売買契約書、所有権移転確約書、売買予約契約書	
		5-7	農地転用スケジュールについて説明する書類	(農地を転用する場合のみ)	
		5-8	抵当権、根抵当権解除確約書及び解除に関する手続スケジュールについて説明する書類	(該当する場合のみ)	
6	様式第6号	6-1	計画施設に係る調書		
		6-2	施設の配置図	施設の全体、併設、近隣施設の配置状況	
		6-3	施設の平面図・立面図	・改築の場合は、工事実施前のものも添付すること。 ・各室の名称、面積を必ず記入すること。また、居室については1室あたり人員を併記すること。 ・他の社会福祉施設等との合築の場合は、全体の平面図を必ず添付し、各々設備の帰属を施設ごとに区分すること。	
		6-4	工事関係資料	・工事工程表、部屋別面積表	
		6-5	工事費目別内訳表		
		6-6	工事設計内訳書		
		6-7	設備設計費見積書		
		6-8	設備設計費見積書		
7	様式第7号	7-1	財源計画内訳書		
		7-2	令和8年度の施設運営費予算書		
8	様式第8号	8-1	法人資産に係る調書		
		8-2	借入金償還計画等一覧表（福祉医療機構・金融機関・合計）	様式あり	
9	様式第9号	9-1	整備予定である施設における理念と目標について		
10	様式第10号	10-1	施設整備の目的について	・整備の内容と整備による効果	
11	様式第11号	11-1	事故防止及び安全対策等について	・非常災害への対応に関するマニュアル ・虐待防止マニュアル（体制、取組等を明示したもの） ・事故対応の取扱い ・衛生管理、感染症予防のための予防及びまん延防止のための取扱い、設備の整備	
12	様式第12号	12-1	地域との連携等に対する考え方と内容について		

(別紙2)

令和8年度障がい者福祉施設等整備・運営計画書調製方法

8 計画	
創 設 ・ 改 築 (正 本)	令和8年度 障がい者福祉施設等整備・運営計画書（正本）
(社福) ○ ○ 会	(創設・改築) 社会福祉法人 ○○ 会

1 確認表とナンバーリング

- ・別添に示す確認表を計画書の1枚目に綴ってください。
- ・原則、確認表にある書類の順番に編さんしてください。
- ・インデックスラベルを付けた見出しを計画書に挿入してください。
- ・番号は確認表の見出しのとおりに付けてください。

2 提出部数

- ・正本1部、副本8部

3 計画書のファイル

- ・A4版（A4-S）フラットファイルにて調製してください。（色の指定なし）
- ・図面等でA4版では判読困難な資料がある場合は適宜折り込んで編さんしても差し支えありませんが、この場合でもA4版縮小のものも付けてください。

4 編さん等に当たって不明な点がある場合は障害福祉課に照会してください。

評価基準

評価項目	評価基準	評価	評価点		
			基本	加点	合計
1 事業者の施設運営経験	①事業者として障害福祉サービス事業所等の運営経験が通算10年以上である。	A ①に該当する。	15	15	15
	②事業者として障害福祉サービス事業所等の運営経験が通算8年以上である。	B ②に該当する。	12		
	③事業者として障害福祉サービス事業所等の運営経験が通算5年以上である。	C ③に該当する。	8		
	④事業者として障害福祉サービス事業所等の運営経験が通算3年以上である。	D ④に該当する。	4		
	⑤事業者として障害福祉サービス事業所等の運営経験が通算3年未満である。	E ⑤に該当する。	0		
2 建物及び土地の確保	①事業者が建物及び土地の両方を取得している。	A ①に該当する。	10	10	10
	②事業者が建物又は土地のいずれか一方を取得しており、建物又は土地のいずれか一方については取得することを予定しており、建物の取得計画に懸念されることはない。	B ②に該当する。	5		
	③事業者が建物又は土地を取得することを予定しているが、取得計画が懸念される状況である。	C ③に該当する。	0		

評価項目		評価基準	評価	評価点	基本	加点	合計
3	事業者の財政状況	①財政状況は良好と判断でき、施設の整備及び運営を進めるための資金等を十分に有する事業者である。	A ①に該当する。	10	10	10	10
		②財政状況に大きな問題はないと判断でき、施設の整備及び運営を資金的に余裕をもって行うことができる事業者である。	B ②に該当する。	7			
		③財政状況にあまり余裕がないと判断できるが、施設の整備及び運営を行うことができる事業者である。	C ③に該当する。	3			
		④財政状況に余裕がないと判断でき、特に施設整備後において、施設運営を安定して進めることができることが極めて懸念される事業者である。	D ④に該当する。	0			
4	資金計画の妥当性	①当初自己資金（建設資金等）が、前年度決算及び預貯金等に照らし、無理なく調達できると見込まれる。	A ①に該当する。	10	10	10	10
		②当初自己資金（建設資金等）が、前年度決算及び預貯金等に照らし、調達できると概ね見込まれる。	B ②に該当する。	5			
		③当初自己資金（建設資金等）が、前年度決算及び預貯金等に照らし、極めて調達困難と見込まれる。	C ③に該当する。	0			
5	整備予定である施設における理念と目標	①整備予定である施設における理念は適正か。	A ①、②ともに適正で、優れたものである。	10	10	10	10
		②整備予定である施設における目標は適正か。	B ①、②のいずれかが適正で、いずれかが概ね適正である。	8			
			C ①、②とともに概ね適正である。	5			
			D ①、②のいずれかに改善すべき点がある。	3			
			E ①、②のいずれかが著しく不適正である。	0			

評価項目		評価基準	評価	評価点	基本	加点	合計
6 施設整備の目的	①生活介護の整備内容		A 創設に該当する	10	10		
			B 改築に該当する	5			
	②重度障がい者（医療的ケアが必要な人、行動障害がある人など）の受入率		加点 20 %以上	+30	30	20	60
			加点 10 %以上～20 %未満	+20			
			加点 10 %未満	+10			
	③入浴支援を実施する予定がある。		加点 ③に該当する。	+10		10	
	④予定している日中活動が、専門的かつ特色のある内容である。		加点 ④に該当する。	+10		10	

評価項目		評価基準	評価	評価点	基本	加点	合計		
7	事故防止及び安全対策等	①非常災害への対応に関する具体的計画と虐待防止マニュアル（体制、取組等を明示したもの）が優れたものである。	A ①に該当する。	10	10	25	25		
		②非常災害への対応に関する具体的計画と虐待防止マニュアル（体制、取組等を明示したもの）が適切なものである。	B ②に該当する。	7					
		③非常災害への対応に関する具体的計画と虐待防止マニュアル（体制、取組等を明示したもの）を定めているが、改善すべき点がある。	C ③に該当する。	3					
		④非常災害への対応に関する具体的計画と虐待防止マニュアル（体制、取組等を明示したもの）のいずれかが作成されていない。	D ④に該当する。	0					
		⑤事故対応の取扱いを定めている。	加点 ⑤に該当する。	+5	15				
		⑥衛生管理、感染症予防のための予防及びまん延防止の取扱いを定め、配慮された設備などが整備されている。	加点 ⑥に該当する。	+10					
			加点 ⑥に概ね該当する。	+5					

評価項目		評価基準	評価	評価点	基本	加点	合計	
8	地域との連携等に対する考え方と内容	【移転を伴う場合】						
		①地域住民説明会の実施や自治会加入予定がある等、考え方と内容が十分なものである。	A ①に該当する。	10				
		②地域住民説明会の実施予定がある等、考え方と内容が特に問題のないものとなっている。	B ②に該当する。	5				
		③整備予定である施設に関する地域住民への周知活動を行う予定はあるが、地域住民説明会の実施や自治会加入予定等がなく、考え方や内容が不十分なものである。	C ③に該当する。	0				
		【移転を伴わない場合】						
		①自治会に加入しており、交流計画の策定等、日常的に地域との交流を図るための取組が十分に行われている。	A ①に該当する。	10				
		②自治会に加入していないが、交流計画の策定等、地域との交流を図るための取組が行われている。	B ②に該当する。	5				
		③自治会に加入せず、交流計画の策定等、地域との交流を図るための取組が行われていない。	C ③に該当する。	0				
		④法人として地域貢献活動を行っている。	加点 ④に該当する。	+10		10		
合計					85	75	160	